

令和4・5・6年度 物品・委託役務

入札参加資格審査申請

電子申請と書類の提出が必要です!!

有効期限＝令和7年3月31日
【令和7年3月18日(火)まで随時受付を実施】

↓ 電子申請用ホームページアドレス

【物品・委託役務関係】入札参加資格の各種手続案内

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/index.html

《入札参加資格審査申請（新規申請）の手順》

◎過去に登録履歴のある方（R元・2・3以前）も
“新規申請”が必要です。
（登録年度ごとに資格審査を行います。）
※申請案内画面をよくご確認ください

1 電子申請 インターネットで

↓（右記の《ホームページへのご案内》を参照）

2 必要書類の提出（法人用、個人事業者用）

↓登録履歴のある方も、審査申請（新規申請）に必要な書類を下記まで提出してください。
（※書類の提出はできるだけ郵送でお願いします。）

3 資格審査のうえ登録

↓物品・委託役務入札参加資格者名簿に登載
毎週火曜日までの電子申請・書類到着で不備等なければ翌月曜日の登録となります。（月曜日が閉庁日の場合は翌開庁日となります。）

4 入札・電子見積合せ参加可能

電子入札参加時は、ICカードが必要です。

《ホームページへのご案内》

- ① 大阪府ホームページ、「情報を探す」欄の「電子入札」をクリック
- ② 電子調達（電子入札）システム画面の中央、「入札参加資格について」欄の、「物品・委託役務関係」の内、「入札参加資格審査申請」をクリック
- ③ 申請案内画面で 1 登録のための審査申請 をクリックして、手順（1）内の電子調達（電子申請）システム入口の「電子申請」のボタンをクリックして入力画面に進みます。

⇒ 入力画面は下記のとおり、登録が初めての方と、過去に登録履歴のある方に分かれています。

■初めて登録する方■

- ④ 「新規申請（初めて登録する方）」から入力画面へ
- ⑤ 「令和4・5・6年度入札参加資格登録」をクリック
- ⑥ 必要事項を入力して送信してください。

■過去に登録履歴のある方■

- ④ 「新規申請（登録履歴のある方）」から入力画面へ
- ⑤ 「令和4・5・6年度入札参加資格登録」をクリック
- ⑥ すでに登録済の電子入札用ICカード、または、取得済のID（業者番号）とパスワードを入力してログインし必要事項を入力のうえ送信してください。

※ID（業者番号）、パスワードが不明の方は、再通知できませんので下記のホームページを参照してください。

IDパスワード

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-kensetsu/idpassword.html

■問い合わせ先■

- 1 登録制度・受付に関する質問など
大阪府 総務部 契約局
総務委託物品課 総務・資格審査グループ
電話06-6944-6644（平日9:00～18:00）
〒540-8570
大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁内
- 2 パソコンの設定や入力案内に関する質問など
操作に困ったら「大阪府電子調達 ヘルプデスク」
電話06-4400-5180（平日9:00～17:30）

ICカード



大阪府では電子入札を行っています。

電子入札にはICカードとカードリーダーが必要です。

詳しくは上記、契約局のホームページをご参照ください。

令和4・5・6年度 物品関係競争入札契約種目一覧

【電子申請時のご案内】

- 1 種目は、複数登録が可能です。登録後の追加が行えます。
ただし、辞退した種目は、再度の追加登録はできません。
- 2 競争入札用の種目と電子見積合せ用種目は同じです。(下段 ※1参照)
- 3 網かけの種目は取扱う物品により、入札参加資格審査申請時(種目追加の変更申請時)に「業の許可・資格等」を確認します。その内容は下欄を参照してください。

【一覧表の注意事項】

- 1 コード13、20は種目廃止に伴う欠番です。

契約の種類	種目 コード	種目	種目 コード	種目	種目 コード	種目	種目 コード	種目
文房具・事務機器類	01	事務用品・機器	02	用紙	03	封筒	04	印章品
印刷・製本類	05	活平版	06	軽印刷	07	フォーム印刷	08	特殊印刷
	09	製本	10	青写真				
家具・装飾類	11	家具	12	室内装飾	14	舞台装置		
繊維製品類	15	服類	16	寝具	17	テント	18	タオル
産業用機器類	19	産業用機器	21	建設用機器	22	農業用機器		
電気・通信機器類	23	家庭用電気機器	24	通信用機器	25	視聴覚機器	26	OA機器・用品
医療・理化学・薬品類	27	医療用機器	28	理化学機器	29	医薬品	30	工業薬品
厨房機器類	31	業務用厨房機器						
写真・光学機器類	32	写真						
燃料類	33	石油類	34	高圧ガス				
自動車類	35	自動車販売	36	自動車用品	37	自動車修理	38	自転車・雑車
船舶・航空機・鉄道類	39	船舶・航空機・鉄道						
材料類	40	木材	41	石類	42	金属類	43	造園材料
	44	簡易建物	45	その他材料				
教材類	46	学校教材具	47	黒板	48	運動具	49	楽器
	50	模型						
図書類	51	図書						
看板・標識類	52	道路標識	53	看板	54	銘板	55	旗類
百貨・日用品類	56	日用品類	57	贈答用品	58	百貨店・商社		
消防・防災用品類	59	消防・防災用品						
食糧品類	60	食糧品						
福祉機器類	61	福祉用品・機器						
古物類	62	古物商、金属くず業、再生資源集荷業						

	種目 コード	種目	必要な業の資格・免許等／提出が必要な書類
申請時に業の許可・資格等が必要な種目 ※取扱う物品により許可・資格等を問わない場合があります	27	医療用機器	①医療機器製造業、医療機器製造販売業許可(高度管理医療機器・管理医療機器)、②医療機器販売業、貸与業(管理医療機器:届出、高度管理医療機器:許可)、③輸入販売の場合(製造業と製造販売業の両許可)／各許可証等写し
	29	医薬品	①医薬品・医薬部外品・化粧品等の製造業許可、②医薬品・医薬部外品・化粧品の製造販売業許可、③毒物劇物販売業登録、④高圧ガス製造業許可／各許可証等写し
	30	工業薬品	毒物劇物販売業登録／登録証写し
	33	石油類	①揮発油販売業登録、②石油製品販売業届出、③液化石油ガス販売事業登録、④危険物貯蔵所設置許可、⑤危険物取扱所設置許可／各通知書、許可証等写し
	34	高圧ガス	①高圧ガス製造許可、②高圧ガス販売事業届／各許可証等写し
	37	自動車修理	①自動車分解整備事業認定、②指定自動車整備事業指定／各認定書等写し
	59	消防・防災用品	消防設備業届／届出書(消防署に提出済のもの)写し
	62	古物商	古物商許可／許可証写し※大阪府公安委員会が発行した許可証以外の場合は、「行商する」の記載があること、または府内の営業所が確認可能な書類(公安委員会へ届出た書類の写し)を添付
		金属くず業	金属くず業許可／(大阪府公安委員会)許可証写し

※1 【大阪府電子見積合せについて(物品)】

Q1 電子見積合せとは	上記物品の発注時に予定価格が160万円以下の場合、大阪府ホームページ内「電子見積合せシステム」で発注情報を公開し、入札参加資格登録済の事業者が見積額を入力、送信して、その額が一番低かった事業者と契約する制度です。
Q2 参加できる方は	入札参加資格を登録済で、府内に本店又は営業所を有する事業者が参加可能です。ただし、案件ごとに要件を設けて、その要件を満たす場合のみ参加できますので、必ず全ての案件に参加できるものではありません。なお、発注所属の判断により、府内に事業所の無い事業者が参加できる案件もあります。
Q3 参加する際の注意点	登録後、電子調達(電子入札)システムの「口座情報登録」が必要です。

令和4・5・6年度 委託役務関係競争入札契約種目一覧

【電子申請時のご案内】

- 電子申請画面では、一般競争入札及び電子見積合せに参加する種目コードを選択（クリック）してください。
- 網かけの種目は、入札参加資格審査申請時（種目追加の変更申請時）に「業の許可・資格等」を確認します。

※備考欄の記載内容を確認してください。

【申請時必須入力(1)】と記載＝電子申請項目「許可情報登録」の該当事項をチェック、または、入力

【申請時必須入力(2)】と記載＝電子申請項目「資格・免許取得数一覧」の該当技術者等の欄に人数を入力

【申請時必要書類】と記載＝審査申請（新規申請）又は変更申請に必要な他の書類とともに提出が必要

※種目コード002・126・127・137・148の医療関連サービス認定証書は、一般財団法人医療関連サービス振興会が認定、発行するものです。認定を受けていない場合の「医療法施行規則に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書（様式有）」が必要な場合は下記URLから様式をダウンロードしてください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/iryou_youshiki.html

【一覧表の注意事項】

- 順番になっていない種目コードは過去の統廃合や追加による欠番や新規追加のコードです。

【令和元・2・3年度申請からの変更点】

ありません。

大分類	中分類	小分類（網かけは資格等が必要）	種目コード	備考欄《業務内容／申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容》	
01	建物等清掃	01 庁舎清掃	001	庁舎・事務所等清掃／注1）業の登録がない場合でも申請可能 注2）下記の業を登録済の場合【申請時必要書類】建築物衛生管理業の知事（大阪府・他の都道府県）登録証写し（登録業＝清掃業、空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業）	
		02 病院清掃	002	病院施設の清掃／【申請時必要書類】医療関連サービス認定証書（サービスマーク「院内清掃」）写し ※認定を受けていない場合＝「医療法施行規則第9条の15に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書」（様式有）	
		03 室内環境測定	003	空気環境測定業務	
		04 その他清掃	004	配水管清掃等	
	02	機械設備等保守点検	01 電気設備	005	
			02 家用電気工作物安全管理	006	【申請時必須入力(2)】電気主任技術者の人数（府内に技術者を配置していること）
			03 冷凍設備	008	
			04 空調・冷暖房・換気設備	009	
			05 エレベータ設備	010	
			06 エスカレータ設備	011	
			07 道路トンネル附帯設備	012	
			08 屋外照明灯設備（街灯設備含む）	014	
			09 信号設備	015	
			10 ポンプ設備（道路排水、小規模プール含む）	016	
			11 燻蒸設備点検	017	
			12 定温設備点検	018	
			13 港湾標識灯点検	019	
			14 その他設備	020	
	03	通信設備保守点検	01 電話交換機	021	
			02 その他通信設備	024	
	04	消防設備保守点検	01 火災報知機・消火設備・避難用設備等	025	【申請時必須入力(2)】消防設備士の人数／【申請時必要書類】大阪市消防局に届出ありの場合のみ＝消防設備業届出書写し
			01 屋外タンク貯蔵所等	179	【申請時必須入力(2)】危険物取扱者の人数
	06	環境関係測定機器保守点検	01 大気測定機器	028	
			02 水質測定機器	029	
			03 その他環境関係測定機器	030	
	07	浄化槽清掃・点検	01 浄化槽清掃	031	府立学校浄化槽設備を含む／【申請時必要書類】浄化槽清掃業許可（府内市町村許可）証写し
			02 浄化槽点検	032	府立学校浄化槽設備を含む／【申請時必要書類】浄化槽保守点検業許可（府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可）証写し
			03 汚水処理施設保守点検	034	【申請時必須入力(2)】浄化槽管理士、または、浄化槽設備士の人数
	08	貯水槽清掃・点検	01 貯水槽清掃・点検	036	
	09	ボイラー清掃	01 ボイラー清掃	038	ボイラー、煙突清掃等
	10	土木施設清掃・除草	01 舗装道機械清掃	039	
			02 雨水排水施設機械清掃	040	雨水排水枡、雨水排水管の機械清掃
			03 土木施設維持管理業務	041	種目コード039、040以外の土木施設清掃・除草、その他維持管理業務（凍結防止剤散布、違法広告物撤去等）／【申請時必須入力(2)】土木施工管理技士1・2級、または、実務経歴による資格者の人数
			04 海面・水面清掃	042	
	11	公園清掃	01 公園	043	
			02 便所	044	
	12	土木施設管理	01 下水管・雨水管調査	180	テレビカメラ・目視含む
	13	上水道施設管理	01 浄水場内特殊施設	046	施設点検管理業務

大分類	業務種目	種目コード	備考欄《業務内容／申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容》	
中分類	小分類（網かけは資格等が必要）			
01	13 上工水道施設管理	02 水道管路施設	047	施設点検管理業務
		03 その他上工水道施設	048	
		01 除草・草刈	049	
	02 草地管理	050		
	03 樹木管理	051	【申請時必須入力(2)】造園施工管理技士1・2級、または、実務経歴による資格者の人数	
	04 草花管理	052		
	05 チップ堆肥化	053		
	14 植物管理	01 建物(ねずみ・衛生害虫等駆除)	054	
		02 樹木	055	
		03 鳥害虫害等駆除	057	
	15 害虫等駆除	01 一般廃棄物(収集・運搬)	059	【申請時必須入力(1)】一般廃棄物収集・運搬業の許可情報(府内市町村許可)／【申請時必要書類】一般廃棄物収集・運搬業許可証写し
		02 一般廃棄物(処分)	060	【申請時必須入力(1)】一般廃棄物処分業の許可情報／【申請時必要書類】一般廃棄物処分業許可証写し
		03 産業廃棄物(収集・運搬)	061	【申請時必須入力(1)】産業廃棄物収集・運搬業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)／【申請時必要書類】産業廃棄物収集・運搬業許可証写し
		04 産業廃棄物(処分)	062	【申請時必須入力(1)】産業廃棄物処分業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)／【申請時必要書類】産業廃棄物処分業許可証写し
		05 特別管理産業廃棄物(収集・運搬)	063	【申請時必須入力(1)】特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)／【申請時必要書類】特別管理産業廃棄物収集・運搬業許可証写し
		06 特別管理産業廃棄物(処分)	064	【申請時必須入力(1)】特別管理産業廃棄物処分業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)／【申請時必要書類】特別管理産業廃棄物処分業許可証写し
		07 その他廃棄物処理	065	
	16 廃棄物処理	01 施設警備	066	有人／【申請時必要書類】大阪府公安委員会の警備業認定証写し ※注) 他府県公安委員会認定の場合＝その認定証写しと、大阪府公安委員会への営業所設置等届出受理証写し
02 機械警備		067	【申請時必要書類】大阪府公安委員会の警備業認定証と機械警備業務開始届出受理証写し ※注) 他府県公安委員会認定の場合＝その認定証写しと、大阪府公安委員会への機械警備業務開始届出受理証写し	
03 その他警備		068	イベント等会場警備、交通誘導警備含む／【申請時必要書類】警備業認定証写し(大阪府公安委員会、または、他府県公安委員会認定分) ※注) 交通誘導警備を行う場合、交通誘導警備検定(1・2級)合格証明書の交付を受けた警備員を有すること	
17 警備	01 受付(庁舎・施設)	069		
	02 電話交換	070		
	03 駐車場管理・運営(警備業法適用外)	072		駐輪場含む
	04 その他受付・案内	073		イベント等会場案内
18 受付・案内	01 上工水道施設保守点検	074	プラント設備の保守点検整備／【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、危険物取扱者、クレーン運転士、酸素欠乏危険作業主任者(第2種)のいずれかの人数	
	02 下水道施設保守点検	075	プラント設備の保守点検整備／【申請時必須入力(2)】第1種電気工事士、下水道処理施設管理技士、ポンプ施設管理技術者、ボイラー整備士のいずれかの人数	
	03 大規模ポンプ施設保守点検	076	プラント設備の保守点検整備(大規模ポンプ設備とは、最大ポンプ排水量1台あたり10m/s以上のポンプ設備を指します)／【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、危険物取扱者、クレーン運転士、ポンプ施設管理技術者すべての人数	
	04 中小規模ポンプ施設保守点検	077	プラント設備の保守点検整備／【申請時必須入力(2)】第1種電気工事士及びポンプ施設管理技術者の人数	
01 施設保守点検整備	05 河川浄化施設保守点検	078	プラント設備の保守点検整備／【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、ポンプ施設管理技術者のいずれかの人数	
	06 共同溝施設保守点検	082		
	07 水門等施設保守点検	083		
	08 天井クレーン施設保守点検	084	定期整備点検、労働基準監督署検査受け／【申請時必須入力(2)】クレーン運転士の人数	
	09 その他保守点検整備	181	※注) 申請時「資格・免許取得数一覧」に該当の資格者ある場合は人数入力可	
	02 船舶等保守点検	01 船舶等保守点検	085	小型船舶定期点検／【申請時必要書類】小型船舶整備等の資格・免許を証する書類(小型船舶造船業登録済証等)
		01 電気設備等運転操作管理	086	プラント設備等に係るものを含む運転操作管理／【申請時必須入力(2)】第2種電気工事士以上の資格者の人数
03 施設運転操作管理	02 空調等設備運転操作管理	087	プラント設備等に係るものを含む運転操作管理／【申請時必須入力(2)】ボイラー技士の人数	
	03 上工水道施設運転操作管理	088	プラント設備の運転操作管理／【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、危険物取扱者、クレーン運転士、酸素欠乏危険作業主任者(第2種)のいずれかの人数	
	04 防災監視	089	【申請時必須入力(2)】消防設備士の人数	
	05 下水道施設運転操作管理	090	【申請時必須入力(2)】下水道処理施設管理技士の人数、または、【申請時必要書類】下水道処理施設維持管理業者登録の写し	
	06 その他運転操作管理	091	※注) 申請時「資格・免許取得数一覧」に該当の資格者ある場合は人数入力可	

建物等各種施設管理

機械等施設点検・運転操作(プラント設備等に係るものを含む。)

業務種目		種目	備考欄《業務内容／申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容》	
大分類	中分類	小分類（網かけは資格等が必要）	種目コード	
03	運搬・保管	01 事務所移転	092	
		02 美術品・楽器運搬	093	
		03 土砂運搬	094	
		04 保管	095	
	02 運行代行	01 一般貨物輸送	096	【申請時必要書類】 倉庫業登録通知書写し、または、倉庫業許可を証する書類写し
		02 海上輸送	097	【申請時必要書類】 海上運送法に基づく事業許可、内航海運業法に基づく事業許可、港湾運送事業法に基づく事業許可のいずれかを証する書類写し
		03 その他運行代行	098	運転代行（ハイヤー・タクシー・バス等）
	03 梱包・発送	01 梱包作業	099	封入・封緘含む
		02 ダイレクトメール	100	発送作業含む
		03 宅配便	101	
		04 その他梱包・発送	102	
	04	01 映画・ビデオ制作	01 映画・ビデオ等	103
02 総合広告代行			106	車内・新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等
02 広告代行		02 各種広告企画	107	企画・制作
		03 ホームページ作成	108	
		01 総合イベント	109	企画から会場設営まで
03 催事		02 イベント企画	110	
		03 会場設営	111	
		04 展示・音響・舞台照明・操作等	112	
		01 デザイン企画印刷	115	印刷を含むデザイン企画
04 印刷・デザイン		02 マルチメディア企画・制作	116	パッケージデザイン含むプレス加工等
		03 デザイン	117	
		04 展示物品等の製作	118	模型、複製物の作成
	01 図面製作	119		
05 図面製作	02 地図製作	121	原図作成から印刷まで	
	03 案内図作成	122		
	04 その他図面製作	123	法定図書色塗含む	
	06 医療	01 医療事務	124	医療費の請求・点検、外来・入院、会計受付等
01 機器保守		01 医療・試験検査、理化学機器等保守	125	医療機器・試験検査、理化学機器等の保守点検
07	02 滅菌	01 医療器具等の滅菌	126	【申請時必要書類】 医療関連サービス認定証書（サービスマーク「滅菌・消毒」）写し、※認定を受けていない場合は「医療法施行規則第9条の9に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書」（様式有）
		01 病院給食	127	入院患者への食事の提供（調理、配膳、食器洗浄等）／【申請時必要書類】 医療関連サービス認定証書（サービスマーク「患者給食」）写し、※認定を受けていない場合は「医療法施行規則第9条の10に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書」（様式有）
08	01 給食・配膳作業	02 学校給食	128	生徒への給食配膳／【申請時必須入力(1)】 食品衛生法許可の有無／【申請時必須入力(2)】 (1) 管理栄養士・栄養士 (2) 調理師の人数／【申請時必要書類】 デリバリー給食を行う場合のみ＝食品衛生法に基づく営業許可を証する書類写し
		03 食器洗浄	129	入院患者に提供した食事の食器洗浄等
		01 計量証明事業に係る調査・検査	130	【申請時必須入力(1)】 計量証明事業の大阪府（他の都道府県）知事登録内容／【申請時必要書類】 計量証明事業登録証写し（事業の種類＝濃度（大気）、濃度（水及び土壌）、ダイオキシン類（大気）、ダイオキシン類（水及び土壌）、音圧レベル、振動加速度レベル）
09	02 環境調査・検査	01 計量証明事業に係る調査・検査	130	
		01 環境調査・検査	131	【申請時必要書類】 環境大臣指定の指定調査機関通知写し
	02 土壌汚染状況調査	02 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査	132	※H22.4.1以降、環境大臣が指定する指定調査機関が行う業務として条例改正あり／【申請時必要書類】 環境大臣指定の指定調査機関通知写し
		03 その他調査	01 その他環境に係る調査	133
	04 その他検査	01 理化学検査	134	
		02 作業環境測定	135	【申請時必要書類】 作業環境測定機関登録（各都道府県労働局所管）写し
		03 放射能測定	136	
		04 臨床検査	137	【申請時必要書類】 (1) 衛生検査所登録証写し、及び(2) 医療関連サービス認定証書（サービスマーク「衛生検査所業務」）写し※認定を受けていない場合は「医療法施行規則第9条の8に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書」（様式有）
10	01 情報処理	01 システム企画・開発	140	
		02 システム運用・保守	141	電算機オペレーション等
		03 データ入力・作成	142	画像処理、アンケート調査集計等
		04 情報処理サービス	145	ASP、電算機センター業務等
		05 システム監査	146	
		06 その他情報処理	147	
11	01 医療関連クリーニング	01 基準寝具類	148	患者用のクリーニング／【申請時必要書類】 医療関連サービス認定証書（サービスマーク「寝具類洗濯」）写し、※認定を受けていない場合は「医療法施行規則第9条の14に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書」（様式有）
		02 基準寝具類以外の医療物品（白衣、手術衣等）	149	クリーニング及び破損部分の補修／【申請時必要書類】 クリーニング開設確認済証写し
	02 その他クリーニング	01 寝具	150	丸洗い／【申請時必要書類】 クリーニング開設確認済証写し
		02 その他クリーニング	154	【申請時必要書類】 クリーニング開設確認済証写し

大分類	業務種目		種目コード	備考欄《業務内容／申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容》	
	中分類	小分類（網かけは資格等が必要）			
12 賃貸	01 建物等賃貸	01 建物	155	仮設ハウス・トイレ等	
		02 樹木	156	人口植林含む	
	02 事務用品賃貸	01 機械器具	157		
		02 情報処理用機器	158	パソコン、電子計算機等	
		03 複写機（複写サービスを含む）	159		
03 医療機器賃貸	04 ファクシミリ	160			
	05 その他事務用品	161			
04 自動車賃貸	01 自動車	162	患者への基準寝具等の貸与		
	02 医療機器	163	【申請時必要書類】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第39条または、第39条の3規定の厚生労働大臣が指定する医療機器を取扱う場合＝高度管理医療機器等貸与業許可証写し・管理医療機器貸与業届写し		
05 その他の賃貸	01 その他賃貸	164	レンタカー、リース／【申請時必要書類】レンタカーの場合のみ＝自家用自動車有償貸渡し許可写し		
13 その他代行	01 旅行	01 旅行	165	166	視察等
	02 翻訳・通訳	01 翻訳・通訳	167		
	03 速記	01 速記	168		
	04 動植物飼育	01 動植物飼育	169		
	05 楽器調律	01 楽器調律	170		
	06 図書等整理	01 図書等整理	171		
	07 人材派遣	01 人材派遣	172	労働者派遣事業／【申請時必要書類】労働者派遣事業許可証写し、または、一般労働者派遣事業許可証写し	
	08 筆耕・タイプ	01 筆耕・タイプ	173		
	09 研修	01 研修	174	運転免許等講習関係事務含む	
	10 採水	01 採水	175		
	11 土地家屋調査	01 土地家屋調査	176	土地家屋調査士法第3条に基づく業務（土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、公共嘱託登記土地家屋調査士協会のみが登録可能）／【申請時必要書類】土地家屋調査士個人のみ＝土地家屋調査士登録証明書写し	
	12 不動産鑑定	01 不動産鑑定	177	不動産の鑑定評価業務／【申請時必要書類】不動産鑑定業登録証写し	
	13 託児業務	01 託児業務	178		
	14 放置車両確認事務	01 放置車両確認事務	182	道路交通法に基づく事務	
	15 電力供給・売買	01 電力供給・売買	183		
	16 電気通信事業	01 電気通信事業	184	通信サービス含む	
	17 各種施策研究・調査	01 各種施策研究・調査	185	施策に関するコンサルティング業務等	
	18 災害対策	01 災害対策	186	備蓄水作成委託等	
	19 建物・構造物各種調査	01 建物・構造物各種調査	187	耐震調査等	
	20 損害保険	01 損害保険	188		
	21 繁華街等パトロール	01 繁華街等パトロール	189		
	22 患者等搬送	01 患者等搬送	190		
	23 試験問題作成	01 試験問題作成	191	学力テスト等の作成	
	24 各種施策執行・検査・運営等補助	01 各種施策執行・検査・運営等補助	192	各種事務的検査等に係る事務補助	
	25 森林管理	01 森林管理	193		
	26 その他	01 その他	200	コード001から193に該当しないもの（申請時に具体的内容を入力）	

【入札に参加する者に必要な資格】

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条第2項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国における(3)から(5)までに規定する税に相当する税等に係る徴収金を完納していること。
- (7) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (8) 法人にあつては参加を希望する契約種目を法人の目的としていることを、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認することができること。
- (9) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。
- (10) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者（(1)キに掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（(1)キに掲げる者を除く。）、又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

《法人用》審査申請に必要な書類の照合・提出票

該当箇所に○記入

申請
区分

R4・5・6

登録履歴有り/初めての登録

法人名称		連絡先	担当者名	
ID (業者番号)		電話番号		
申請データの到達番号				

《書類送付先》〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁内
総務部 契約局 総務委託物品課 総務・資格審査グループ (資格審査担当) 電話番号06-6944-6644

見本・出力
ホームページ

【法人用】物品・委託役務関係競争入札参加資格の審査申請に必要な書類
<https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku/2/e-itaku-shinsei/syorui-houjin.html>

○必ず提出する書類		↓形態欄の「様式」は上記ホームページから印刷してください。	
No.	法人の必要書類名	形態	説明
1	審査申請に必要な書類の照合・提出票	様式有	この照合・提出票で書類確認を行い上段太枠内の必要事項を記入のうえ書類提出時に添付してください。
2	法務局が発行する商業・法人登記の 登記(履歴または現在)事項全部証明書	原本 または コピー 可	《発行後3カ月以内のもの》
3	◎大阪府内に事業所を有する方 府税(全税目)の納税証明書 ご注意!全税目の「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」の納税証明書が必要です。(金額等が記載された証明書ではありません。)		《発行後3カ月以内のもの》 ・「全税目」の「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」を証明するもの ・証明書の「住所又は所在地」は、大阪府内のものとしてください。 (※各府税事務所が発行できます。※見本は上記ホームページで閲覧可)
	◎大阪府内に事業所を有しない方 本店管轄の都道府県税の納税証明書		《発行後3カ月以内のもの》 ◎道府県税(全税目)について未納の額のないことを証明するもの ※法人事業税等又は法人県民税(県の場合)のみの証明ではありません。 ◎東京都の場合のみ、「法人事業税・特別税」及び「法人都民税」の直近1事業年度の証明に代えます。
4	本店管轄の税務署が発行する 消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3)(その3の3でも可)		《発行後3カ月以内のもの》 「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するもの ※証明様式:その3(その3の3でも可) ※見本は上記ホームページで閲覧可 ※電子納税証明書(PDFファイル)を印刷したものは可 ※納期限未到来の納税額の記載がある場合は、その納期限内に到着するようお送りください。納期限以降に到着する場合は、その支払いが確認できる領収書の写しなどの書類を添付してください。
5	貸借対照表・損益計算書 ※連結決算の場合は単体分が必要です。	コピー	《最近1カ年の決算によるもの(半年決算の場合は2期分)》 ◎営業年数が1年未満の場合「開始貸借対照表」

△電子申請の内容によって提出する書類			
No.	書類名	形態	説明
6	申請欄「総従業員数」が43.5人以上で、そのうち 常用労働者数が43.5人以上の事業者の場合 障害者雇用状況報告書(様式第6号)	コピー	※「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、常用労働者数(除外率により除外すべき労働者数を控除した数)が 43.5人以上 (令和3年3月1日から、それまでの45.5人以上が43.5人以上に変更)の事業主は報告義務があります。 ※毎年6月1日基準日で本店所在地管轄のハローワークに提出済で最新のもの ※見本は上記ホームページで閲覧可
7	申請欄「氏名」「所在地」等に「当て字」がある場合 外字届	様式有	※法人名称・代表者名等にパソコン上で表現できない文字があり「当て字」を使用している場合に必要

△下記に該当する種目に電子申請した場合に提出する書類			
No.	書類名	形態	説明
8	「業の許可・資格等が必要な種目一覧」に該当の場合 許可・資格等の証明書等	コピー ※一部 様式有	※物品、委託役務の一覧は上記ホームページで閲覧可

大阪府契約局使用欄

法人申請		処理内容	処理日	連絡事項等	担当
申請区分	物品/委託役務	完了/書類/情報	/		
書類受領日		完了/書類/情報	/		
受付確定日		完了/書類/情報	/		
(備考)		完了/書類/情報	/		
		完了/書類/情報	/		
		完了/書類/情報	/		
		完了/書類/情報	/		

《個人用》審査申請に必要な書類の照合・提出票

該当箇所○記入

申請
区分

R4・5・6

登録履歴有り/初めての登録

屋号・名称		連絡先	担当者名	
ID (業者番号)		電話番号		
申請データの到達番号				

《書類送付先》〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁内
総務部 契約局 総務委託物品課 総務・資格審査グループ (資格審査担当) 電話番号06-6944-6644

見本・出力
ホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/syorui-kojin.html
【個人用】物品・委託役務関係競争入札参加資格の審査申請に必要な書類

○必ず提出する書類 ↓形態欄の「様式」は上記ホームページから印刷してください。

No.	個人事業者の必要書類名	形態	説明	
1	審査申請に必要な書類の照合・提出票	様式有	この照合・提出票で書類確認を行い上段太枠内の必要事項を記入のうえ書類提出時に添付してください。	
2	代表者の本籍地の市区町村が発行する 身分証明書 (ご注意! = 禁治産者、準禁治産者、破産者でないことの証明です。)	原本 または コピー 可	《発行後3カ月以内のもの》 ※見本は上記ホームページで閲覧できます (身分証明書・登記されていないことの証明書) 【登記されていないことの証明書の発行窓口】 大阪法務局 (最寄駅: 大阪市営地下鉄谷町線「天満橋」駅下車、南へ徒歩3分) / 【郵送発行】東京法務局への郵送による交付請求が可能。詳しくは上記ホームページを参照。	
3	法務局が発行する、成年後見登記に係る代表者の 登記されていないことの証明書 ご注意! = 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない証明 (3項目必須) が必要です。			
4	◎大阪府内に事業所を有する方 府税 (全税目) の納税証明書 ご注意! 全税目の「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」の納税証明書が必要です。 (金額等が記載された証明書ではありません。)			《発行後3カ月以内のもの》 ・「全税目」の「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」を証明するもの ・証明書の「住所又は所在地」は、大阪府内のものとしてください。 (※各府税事務所で発行できます。 ※見本は上記ホームページで閲覧可)
5	◎大阪府内に事業所を有しない方 本店管轄の都道府県税の納税証明書			《発行後3カ月以内のもの》 ◎道府県税 (全税目) について未納の額のないことを証明するもの ※個人事業税のみの証明ではありません。 ◎東京都の場合のみ、「個人事業税」の直近1事業年度の証明に代えます。
6	本店管轄の税務署が発行する 消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3) (その3の2でも可)			《発行後3カ月以内のもの》 「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するもの ※証明様式: その3 (その3の2でも可) ※見本は上記ホームページで閲覧可 ※電子納税証明書 (PDFファイル) を印刷したものは可 ※納期限未到来の納税額の記載がある場合は、その納期限内に到着するようにお送りください。納期限以降に到着する場合は、その支払いが確認できる領収書の写しなどの書類を添付してください。
6	貸借対照表	コピー	《最近1カ年の決算によるもの》 ※作成していない場合は、確定申告書の写しを提出	

△電子申請の内容によって提出する書類

No.	書類名	形態	説明
7	申請欄「総従業員数」が43.5人以上で、そのうち 常用労働者数が43.5人以上の事業者の場合 障害者雇用状況報告書 (様式第6号)	コピー	※「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、常用労働者数 (除外率により除外すべき労働者数を控除した数) が43.5人以上 (令和3年3月1日から、それまでの45.5人以上が43.5人以上に変更) の事業主は報告義務があります。 ※毎年6月1日基準日で本店所在地管轄のハローワークに提出済で最新のものを ※見本は上記ホームページで閲覧可
8	申請欄「氏名」「所在地」等に「当て字」がある場合 外字届	様式有	※法人名称・代表者名等にパソコン上で表現できない文字があり「当て字」を使用している場合に必要

△下記に該当する種目に電子申請した場合に提出する書類

No.	書類名	形態	説明
9	「業の許可・資格等が必要な種目一覧」に該当の場合 許可・資格等の証明書等	コピー ※一部 様式有	※物品、委託役務の一覧は上記ホームページで閲覧可

大阪府契約局使用欄

個人申請		処理内容	処理日	連絡事項等	担当
申請区分	物品/委託役務	完了/書類/情報	/		
書類受領日		完了/書類/情報	/		
受付確定日		完了/書類/情報	/		
(備考)		完了/書類/情報	/		
		完了/書類/情報	/		
		完了/書類/情報	/		